

# お知らせ

## 都市計画道路廃止路線において建築制限が無くなりました ～丸子地域の長期未着手都市計画道路の見直しを実施しました～

平成29年7月6日に、下記の都市計画道路の区域変更及び廃止の告示を行いました。廃止した路線については、都市計画法第53条による建築の許可を受ける必要が無くなりましたのでお知らせします。

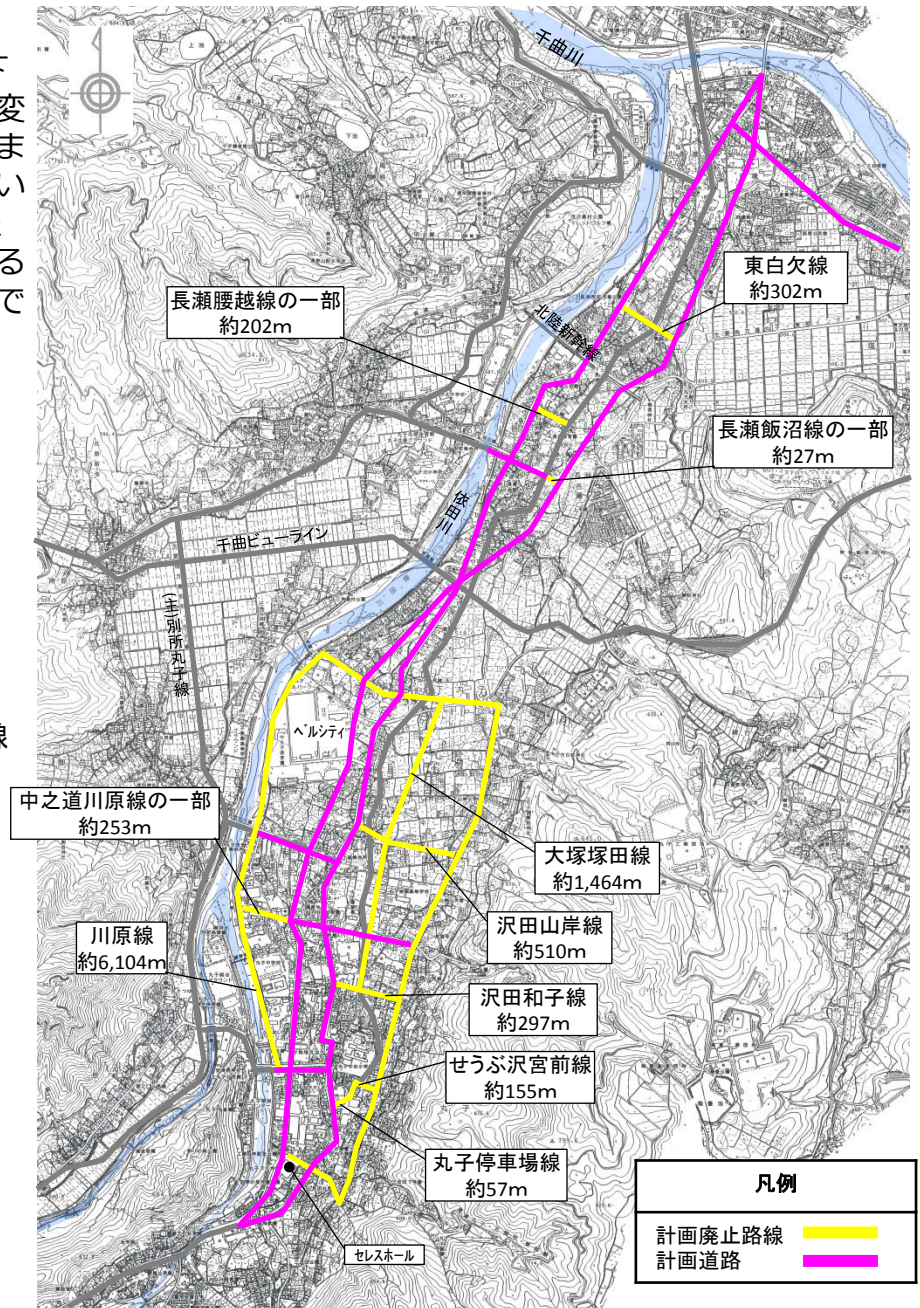
### 《一部廃止路線》

- 3・5・22号 長瀬飯沼線
- 3・6・28号 長瀬腰越線
- 3・6・30号 中之道川原線

### 《全線廃止路線》

- 3・5・20号 丸子停車場線
- 7・5・1号 東白欠線
- 7・6・2号 せうぶ沢宮前線
- 7・6・3号 沢田和子線
- 7・6・4号 沢田山岸線
- 7・6・5号 大塚塚田線
- 7・6・6号 川原線

なお、道路の計画が廃止されたものであり、現道がなくなるわけではありません。



### 【問合せ先】

上田市役所 都市計画課 調査計画担当  
(住所) 〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号  
(電話) 0268-23-5134